

2019年1月29日

会員各位

株式会社榊原ゴルフ倶楽部

榊原ゴルフ倶楽部 理事会

### 「終身正会員」制度の新設のご案内

現在、弊倶楽部の大きな課題となっております、会員権の円滑な後継者への継承を促進する意味も含めまして、会員権の譲渡後も正会員としてご利用頂けますように新たな制度として「終身正会員」を新設する事と致しました。

本「終身正会員」制度の申請受付開始は2019年4月1日より行います。

#### 1. 資格対象者

申請を行う年会費納入年度内に満60歳以上、かつ在籍5年以上の個人正会員の方（法人会員は除く）で、会員権を譲渡される場合に「終身正会員」制度の適用申請手続きをされれば、譲渡後にも「終身正会員」として下記の待遇にてご利用いただけます。

80歳以上の「年会費減額制度対象者」の方も、同制度をご利用いただけます。

#### 2. 待遇

「終身正会員」になられた方は、会員権の譲渡後も引続き正会員と同等の待遇とさせていただきます。正会員料金でのプレー、ハンディキャップ取得が可能で、全ての倶楽部競技にも従来通りご参加いただけます。

但し、下記の点をご承知おき願います。

- ① 「終身正会員」は、本人一代限りとしその権利は譲渡できません。
- ② 「終身正会員」は、特例の休会制度は申請できません。
- ③ 「終身正会員」の資格喪失は下記第6項にて詳しく記述致します。

#### 3. 入会登録

名義書換書類（相続書類も）以外に別途「終身正会員」制度所定の申込書類が必要となります。

「終身正会員」になる為の登録料は必要ありません。

「譲受人」（新規入会者）は入会審査の上、所定の名義書換書類および名義書換料と月割り年会費（税別）をお納め頂きます。

#### 4. 「終身正会員」の年会費

終身正会員としての年会費減免優遇を受ける事が出来るのは、申請の次年度より対象となり、申請年度の納入後の年会費の返金はありません。

「終身正会員」60歳以上70歳未満の間・・・12,000円（税別）

同 70歳以上80歳未満の間・・・8,000円（税別）

80歳以上で「年会費減額制度」の対象者・・・4,800円（税別）

5. 「譲受人」の年会費

入会申請後に入会承認となった時点の年度は、月割りにて名義変更料と同時にご納入頂いた時より「榊原ゴルフ倶楽部正会員」となります。  
次年度より、正規年会費24,000円（税別）を引落しさせていただきます。

6. 「終身正会員」資格の喪失

- ① 「譲受人」（新規入会者）が正会員登録を抹消された場合には、同時に「終身正会員」の資格は喪失致します。
- ② 規定の減免優遇された額の年会費が未納となった場合には、自動的に退会となります。（年会費の徴収方法は、従来同様指定口座よりの自動引落しです）
- ③ ご本人またはご家族から退会の申し出があった場合。

※本新制度の「終身正会員」を会員の皆様にご理解頂くとともに、円滑な会員権の継承と、新制度利用会員様が1年でも長くゴルフを人生の友と出来ます様に倶楽部として努めて参る所存でございます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に倶楽部事務局までお尋ね下さい。

以上